

平成27年10月以降、国民一人一人に マイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ◆住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ◆市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
- ◆住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意して下さい。
- ◆マイナンバーは一生使うものですので、大切にして下さい。

※番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、
マイナンバーは一生変更されません。

平成28年1月以降、社会保険等の手続 及び税務関係の手続に必要な為、 社員の皆さん及び扶養家族の方の マイナンバーを提示して頂く こととなります。

- ◆提示して頂くスケジュールや提示方法などの詳細については、後日ご案内致します。

